

【別添 1】

防災啓発映像及び風水害展示ホール制作業務委託仕様書（案）

1 委託名

防災啓発映像及び風水害展示ホール制作業務委託

2 目的

台風に限らず線状降水帯など、より身近なものとなった風水害から自分の命を守り、周囲の人たちを助けるために、私たちはどう行動するべきかを映像などを通じて分かりやすく伝え、更に「災害は他人事ではなく、自分事である。」との自覚を促し、市民各々の早期避難行動に繋げていくことを目的とする。

この仕様書は、風水害に対する防災啓発映像及び風水害展示ホール（以下「展示ホール」という。）の制作業務を委託するために必要な事項を定める。

3 委託期間

契約日から令和 7 年 3 月 7 日（金）まで

4 履行場所（展示ホール）

岡山市南区浦安南町 4 9 5 番地 8 8（岡山市南消防署敷地内）

岡山市消防水難救助訓練施設 1 階（令和 6 年 1 2 月完成予定）

※建物は現在建築中であるため履行場所での作業は令和 7 年 1 月（予定）からとなる。

5 委託内容

令和 7 年度に運用開始する市民向け風水害体験施設において、研修（体験）に来た市民が研修室で最初に視聴する映像（防災啓発映像）と展示ホールで市民自らが風水害について積極的に学べる空間（75 インチのモニターを活用した学び及び見て触れて感じて学べる展示物など）の制作について業務委託する。

なお、この施設は、同展示ホールに設置した自動車ドア水圧体験装置で模擬体験や屋外に設置した各種装置（開扉水圧体験や浸水及び流水歩行体験、風雨体験）を活用した風水害体験を併せて実施することにより、風水害に対する防災意識の向上を図るものである。

(1) 研修室（【別図】「風水害体験施設 平面図」参照）

広さ：幅 6.0 m × 奥行 8.0 m、座席数 30 席

当局が手配する 120 型のスクリーンとプロジェクターを使用して上映（天井にスピーカー有り）

(2) 展示ホール（【別図】「風水害体験施設 平面図」参照）

広さ：約 20 m²

当局が手配する 75 インチモニターを設置

6 研修室での防災啓発映像にかかる仕様

(1) 映像の内容

- ① 本仕様書2項の目的を達成する映像を企画及び制作すること。
- ② 風水害の特性(地震と比較すればある程度予測可能なものではあるが、避難のタイミングを逸すると行動制限されてしまうことなど)及び防災情報の入手方法についての内容(避難指示など5段階の警戒レベル等の詳細内容は不要)を取り込むこと。
- ③ 岡山市内や岡山県内を含む過去の災害映像(実映像)を取り込むこと。
- ④ 原則、浸水時の屋外避難は避けるべきものとし、いかに早期避難が重要であるかを認識させることができる内容とすること。
- ⑤ テロップやBGM・ナレーション等を効果的に付加し、小学校高学年から高齢者まで理解しやすく、臨場感がある仕様とすること。
- ⑥ 上記以外で新たな提案があれば積極的に提案すること。

(2) 映像の長さ(上映時間)

8分程度

(3) その他

- ① 日本語で制作すること。
- ② 聴覚障がい者などへの対応のため、日本語字幕を表示すること。
- ③ パソコン又はDVDプレイヤーで再生可能なファイルを作成の上、DVD等に保存し納品すること。

7 展示ホールにかかる仕様

(1) 75インチのモニター(パソコン等の使用も可)を活用した学び

- ① 風水害(浸水【内水】、洪水、土砂災害、津波等)に基づいた映像やイラストなどを用いて、小学校高学年から高齢者までが理解しやすい仕様とすること。
- ② パソコン又はパソコンと同額程度の機器を必要とする場合は当局で準備する。
- ③ 仕様書6項で用いた映像の使用も可とする。

(2) 見て触れて感じて学ぶ展示物(展示空間)

- ① 風水害に基づいた内容で、見たり触れたりして学べる空間を制作すること。
- ② 小学校高学年から高齢者までが理解しやすい仕様とすること。
- ③ 可能な限り視聴覚障がい者に配慮した仕様とすること。
- ④ 展示ホールの面積や使用範囲が限られるため、配置については当局と十分打ち合わせを行うこと。

8 提出書類等

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、全体の工程表、防災啓発映像及び展示ホールのイメージ図(イメージ資料)を当局に提出し、承認を得ること。
- (2) 受託者は、現地(展示ホール)での作業を開始する前までに着手届(様式5)及び作業員名簿を提出すること。

(3) 受託者は、受託が完了したときは、次の書類を提出すること。

- ① 完了通知書（様式6） 1部
- ② 操作説明書 2部（操作が必要となるものがある場合）
- ③ その他当局が指示するもの

(4) 注意事項

- ① 電子媒体は、電子納品チェックシステム等によるチェックを行い、動作エラーがないことを確認しておくこと。（必要とするものがある場合）
- ② 納品（設置）に際しては、ウイルスチェックを実施しておくこと。
- ③ 設置後、調整及び作動確認を行うこと。（必要とするものがある場合）

9 留意事項

(1) 防災啓発映像及び展示ホールの制作

- ① 業務を遂行するにあたり、企画提案をもとに事前に当局と協議の上、内容等について決定すること。
- ② 完成までの過程において、制作状況や途中経過報告など、当局と協議を十分に行うとともに、適宜、修正・調整を行うこと。

(2) 業務体制

- ① 業務の実施にあたり業務統括責任者を置くこと。また、業務統括責任者は、当局との連絡窓口となり、制作業務の進行管理を行うこと。
- ② ナレーション等業務に携わるスタッフは、本業として業務の実績を有するものを選定すること。

(3) 一般的事項

- ① 業務を遂行する上で必要な資料・素材（動画・静止画を含む）は、全て受託者が手配すること。また、使用許可が必要な素材に対しては許可申請等必要な事務手続きも行うこと。
- ② 業務を遂行する上で必要となる一切の機材は、受託者が手配すること。
- ③ 運賃、原材料購入費、謝礼、許諾料等、業務を遂行する上で必要な費用は、全て受託者の負担とすること。
- ④ 受託者は、業務を通じて知り得た一切の情報について、漏洩、滅失、棄損等しないこと。ただし、以下については機密情報には取り扱わないこととする。
 - ア 既に所有していた情報
 - イ 既に公知の情報
 - ウ 自己の責によらず公知または公用となった情報
 - エ 正当な権利を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - オ 機密情報を利用することなく独自に取得した情報
- ⑤ 当局が提供する資料等を業務の目的以外で利用、または第三者に提供しないこと。
- ⑥ 業務を遂行する上で仕様内容に疑義等が生じた場合は、速やかに当局と協議を行

い対応すること。

10 著作権の帰属等

- (1) 受託者は、本作品及び本作品制作のために新規に撮影した映像素材に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を当局に無償で譲渡するものとする。

なお、本作品に含まれる受託者が従前から保有し、または第三者から利用許諾を受けた著作物（以下「既存の著作物」）の著作権については、既存の著作物の原作者に留保されるものとする。

- (2) 当局は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために本作品の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。ただし、既存の著作物については、この限りではないものとする。
- (3) 受託者は、本作品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者が本作品に関して著作権侵害を主張した場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。ただし、当局員のコメントに起因するときには、この限りではないものとする。